**区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定**

南区（以下、「区」という。）と南区○○〇〇町内会（以下、「自主防災組織」という。）とは、横浜市震災対策条例（以下、「条例」という。）第12条第２項から第４項の規定による災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の個人情報を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

**（目的）**

第１条　この協定は、区が自主防災組織に要援護者の個人情報を提供するにあたり、条例施行規則第７条に規定する必要な事項を定めるものとする。

**（自主防災組織における組織決定）**

第２条　自主防災組織は、自らが構成する地域内の要援護者を災害時に支援するため、条例第12条第1項に規定する平素から支え合いの取組を行うことを、あらかじめ組織決定しているものとする。

**（取組を行う区域）**

第３条　自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、別表に示す区域とする。

**（提供する個人情報の内容）**

第４条　区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第４条に定める要援護者のうち、別表の区域内に居住する者の個人情報とする。ただし、自主防災組織に対する個人情報を提供することについて本人（本人の意思表示が困難な場合には、その家族。以下、同じ。）が拒否をした場合は、この限りでない。

２　区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第５条に定める項目とする。

**（個人情報の提供）**

第５条　区から自主防災組織に提供する個人情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

２　区は、この協定が締結されている間、年１回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、前回に提供した名簿（情報）を区に返却し、新しい名簿（情報）を提供するものとする。

**（個人情報の利用及び閲覧の制限）**

第６条　自主防災組織は、区から提供された個人情報を、要援護者支援の取組以外の目的に利用してはならない。また、区の許可を得ずに、これを複写もしくは第三者に提供してはならない。

２　自主防災組織は、条例施行規則第７条第２項の規定より、区から提供された個人情報を管理する者（以下、「情報管理者」という。）及び個人情報を取り扱う者（以下、「情報取扱者」という。）

を、第１号様式により区長に届け出なければならない。また、情報管理者、情報取扱者に変更が

生じたときには、速やかに第１号様式により区長に届け出なければならない。

**（情報管理者及び情報取扱者の守秘義務に係る誓約及び研修の実施）**

第７条　情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する秘密保持義務が生じ、正当な理由がなく、取組を行う中で要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とする。

２　自主防災組織は、条例施行規則第９条に定める研修について、情報管理者及び情報取扱者全員に対し、区の協力を得て年１回以上、個人情報保護に関する研修を実施し、第１号様式により報告しなければならない。

**（情報取扱者証の取扱）**

第８条　情報管理者及び情報取扱者が、平時における見守り活動等災害時要援護者支援の取組を円滑に実施するため、災害時要援護者支援情報取扱者証（以下、「情報取扱者証」という。）を交付する。

２　所属する情報取扱者の情報取扱者証の交付を受けようとする自主防災組織は、区長に対し、第１号様式を提出しなければならない。また、再交付を希望する場合も同様とする。

３　区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、情報取扱者証を交付することが適当と認めた場合は、第２号様式及び第３号様式を交付する。

４　情報取扱者及び自主防災組織は、情報取扱者証を災害時要援護者支援事業の目的に　　　限って使用し、目的外に使用してはならない。また、他人に譲渡・貸与してはならない。

５　情報取扱者が情報取扱者活動を辞めた場合、情報取扱者証は失効する。

６　情報取扱者は、関係者の要求又は活動に必要があるときは、情報取扱者証を提示しなければならない。

７　災害時要援護者支援推進員証を既に交付されている災害時要援護者支援推進員について、この協定締結日から災害時要援護者支援情報取扱者と読み替えることができる。

**（個人情報の保管方法の届出及び返却）**

第９条　自主防災組織は、区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。

２　自主防災組織は、区から要援護者情報の提供を受ける以前に、保管方法等について別に定め、第４号様式により区長に届け出るものとする。また、届出内容に変更が生じたときには、第４号様式により速やかに区長に届け出るものとする。

３　個人情報の漏えい等を防止するため、自主防災組織は、区から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、自主防災組織において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ区と協議する。

４　自主防災組織は、区から提供された個人情報について、自主防災組織が取り組む要援護者支援の取組の進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに区に対し情報を返却するものとする。

５　自主防災組織は、区から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力しなければならない。

**（事故発生時における報告）**

第10条　自主防災組織は、条例施行規則第10条の規定により、区から提供された個人情報について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、指示に従うものとする。

**（協定を解除する事由その他）**

第11条　区は、自主防災組織に提供した個人情報について、明らかに自主防災組織の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することができる。

２　その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、自主防災組織と区が協議して定める。

　　年　　月　　日

　　　　自主防災組織　南区○○○○町内会

　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

横浜市南区長　 　　　　　　　　 　　 　印

（別表）

自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、次の区域とする。